

特別養護老人ホーム仁風荘・第二仁風荘

利用料金について

令和7年8月1日改正

特別養護老人ホームの利用料金については厚生労働大臣が定める基準によるものであり、サービスを利用する方は介護保険法による介護報酬の金額の1割または2割等の自己負担（※介護給付対象）となります。

- 基本料金は入所者の要介護度に応じて異なります。
- 自己負担の額は、介護保険負担割合証に記載された負担割合により決まります。
- 介護保険の給付額や要介護認定変更があった場合は、負担額が変更となります。
- 居住費や食費は利用者負担段階により利用額が異なりますので、お確かめ下さい。
- 介護保険法やその他の法令または当施設における実質負担の見直し等により変更となることがあります。

【介護給付対象】

1、介護福祉施設サービス費及びユニット型小規模介護福祉施設サービス費（1日）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室（2人部屋）	589円	659円	732円	802円	871円
個室	670円	740円	815円	886円	955円
各種加算	※入所者の体調管理や衛生管理、人材を確保しやすくするための各種加算等が算定されます。				

※上記の負担金額は1割表記となっております。

【介護給付対象外】

2、居住費及び食費（1日）

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費	多床室	0円	430円	430円	430円
	個室	880円	880円	1,370円	1,370円
食費	300円	390円	650円	1,360円	1,445円

3、その他の費用（希望者）

その他の費用	日用品、おやつ、理美容、病院受診、処方薬代など。
--------	--------------------------

【ひと月あたりの利用料金について（30日）】

介護度	居室	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要介護3	多床室	53,328円	61,128円	84,228円	99,528円
	個室	69,564円	92,062円	113,364円	136,794円
要介護4	多床室	55,722円	63,522円	84,822円	101,922円
	個室	71,992円	94,492円	115,792円	139,222円
要介護5	多床室	58,082円	65,882円	87,182円	104,282円
	個室	74,352円	96,852円	118,152円	141,582円

※サービスを利用する方の自己負担額は介護給付対象と介護給付対象外を合算した金額となります。

【利用者負担額の減額について】

4、介護保険負担限度額減額認定

所得が少ない方でも施設サービスが利用できるように費用の軽減措置（居住費と食費）が行われています。その際に、所得に応じた以下の区分が適用されます。適用となるためには市町村への申請が必要です。

第1段階	・生活保護等を受給されている方
第2段階	・市町村民税非課税であり、年金収入金額十合計所得金額が年額 80.9 万円以下の方 かつ、預貯金等の合計が 650 万円（夫婦は 1,650 万円）以下の方 ※課税年金収入額十非課税年金収入額（遺族年金、障害年金等）
第3段階①	・市町村民税非課税であり、年金収入金額十合計所得金額が年額 80.9 万円を超え 120 万円以下の方 かつ、預貯金等の合計が 550 万円（夫婦は 1,550 万円）以下の方 ※課税年金収入額十非課税年金収入額（遺族年金、障害年金等）
第3段階②	・市町村民税非課税であり、年金収入金額十合計所得金額が年額 120 万円を超えた方 かつ、預貯金等の合計が 500 万円（夫婦は 1,500 万円）以下の方 ※課税年金収入額十非課税年金収入額（遺族年金、障害年金等）
第4段階	・上記（1段階から3段階）に該当しない方

【利用料金のお支払方法について】

5、利用料金のお支払いは以下のいずれかの方法となります。

- 現金でのお支払い（施設窓口でのお支払いとなります。）
- 口座自動引き落とし（指定された口座からの引き落としとなります。）